

**仙台市バリアフリー基本構想
地区別構想（北仙台地区）
中間案【概要版】**

仙 台 市

平成 27 年 11 月

1. バリアフリー基本構想とは

バリアフリー新法では、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設が集まった地区において、公共交通機関、道路、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、「バリアフリー基本構想」を策定することができると規定しています。

この基本構想において、バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区を「重点整備地区」として定めます。重点整備地区では、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する「生活関連施設」（旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設）と、これら施設を結ぶ徒歩経路を「生活関連経路」として位置づけて、バリアフリー化の取組みを進めます。

2. バリアフリー基本構想の構成

仙台市バリアフリー基本構想は、仙台市全体としてバリアフリーの実現に向けた基本的な方針及び重点的に整備を進めるべき地区の候補地やその優先順位等をまとめた「全体構想」と、法に基づき重点整備地区の範囲並びに生活関連経路を定めた地区別の「地区別構想」で構成します。

基本構想策定後、公共交通事業者（鉄道事業者・バス事業者）、道路管理者等は具体的な整備内容を示した「特定事業計画」を策定し、バリアフリー化を進めていきます。

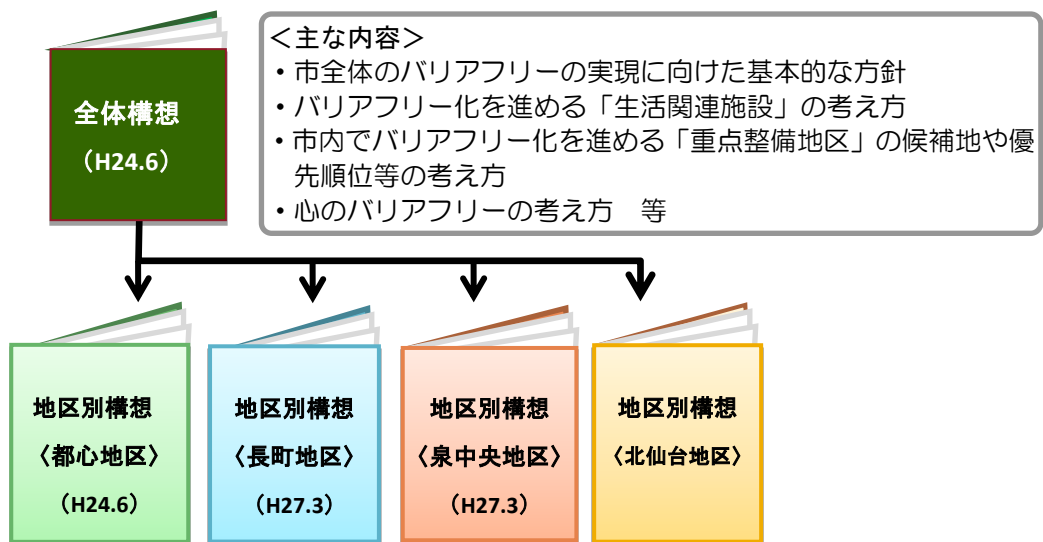


図 1 バリアフリー基本構想の構成

3. 目標年次

平成 32 年度

4. 地区別構想

北 仙 台 地 区

課題

地区の概況やまち歩きワークショップの結果から、北仙台地区のバリアフリー化における課題を以下のとおり整理しました。

- ①周辺舗装と同系色で視認性の低い点字ブロックのように、バリアフリー化が済んでいる施設であっても、更に利用しやすい施設となるよう改善が必要である。
- ②交通量が多い広幅員道路を横断する歩行者の安全に配慮が必要である。
- ③北仙台駅等から宮城県立視覚支援学校への通学利用があることから、通学者の安全に配慮が必要である。
- ④JR 北仙台駅と地下鉄北仙台駅との乗り換えにおいて、エレベーターを利用すると迂回や線路の横断が生じるため、安全かつ快適に移動できる経路の確保について検討が必要である。

基本理念

全体構想の基本理念のもと、北仙台地区の特性、課題を踏まえ、北仙台地区におけるバリアフリーの基本理念を以下のとおりとします。

仙台都心の北部に位置する生活を支えるまちとして、
地区内の都市機能を活かしながら、バリアフリーによる移動等円滑化を図り、
人々が交流し、快適に安心して生活できるまちの創出

重点整備地区と生活関連経路

重点整備地区の区域の設定

バリアフリー化を一体的に進める地区として重点整備地区を定めます。旅客施設を中心とする地域に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する「生活関連施設」が集積している地区を、重点整備地区の区域として設定します。

なお、隣接する都心地区との移動のしやすさを高めることや、県内唯一の視覚支援学校である宮城県立視覚支援学校との連続性を考慮して区域を設定します。

生活関連経路の設定

より多くの人々が利用する経路や生活関連施設相互のネットワークを確保する経路をもとに、高齢者・障害者等が参加したまち歩きやワークショップの結果なども考慮の上、生活関連経路を設定します。

以下に、北仙台地区の重点整備地区と生活関連経路を示します。



図2 北仙台地区の重点整備地区と生活関連経路

特定事業の内容

重点整備地区内においては、各事業者が本地区別構想に沿って事業計画を作成し、生活関連施設や生活関連経路等の事業を実施します。また、事業実施にあたっては、各種基準（仙台市ひとにやさしいまちづくり条例等）やガイドライン、まち歩きワークショップで出された意見も考慮し、バリアフリー化を推進します。